

認定農業者の広域認定に係る農業経営改善計画認定実施要領

第1 目的

農業経営基盤強化促進法第13条の2に基づき、鹿児島県知事（以下、「知事」という。）が、認定農業者の広域認定に係る農業経営改善計画の認定を行うにあたり、必要な事項を定める。

第2 認定対象

- 1 広域認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、県内の二以上の市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする個人経営又は法人経営とする。
- 2 申請者が夫婦や親子等、複数の者による共同申請である場合は、次に掲げる要件を満たしているものとする。
 - (1) 認定申請を行う名義人が、すべて同一の世帯に属している者、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む。）であること。
 - (2) 家族経営協定の取り決めが締結されており、その中で農業経営から生ずる収益が名義人のすべてに帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について名義人のすべての合意により決定することが明確化されていること。
 - (3) 家族経営協定の取り決めが遵守されていること。

第3 認定要件

知事は、次に掲げる場合に、農業経営改善計画の認定を行うものとする。

- (1) 農業経営改善計画が、農業経営を営み、又は営もうとする全ての市町村（以下、「関係市町村」という。）の基本構想に照らして適切なものであること。
- (2) 農業経営改善計画が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

第4 認定の申請

- 1 申請者は、農業経営改善計画認定申請書（様式第1号）及び個人情報の取り扱いに関する同意書（様式第2号）を県農政部経営技術課（以下、「経営技術課」という）に提出するものとする。
- 2 申請者は、認定を受ける3ヶ月前までに、居住地または現に農業経営を営む市町村に相談し、必要な協力を得て、申請書を作成する。
- 3 申請者は、認定を受ける2ヶ月前までに、2の市町村を管轄する県地域振興局・支庁（以下、「受付振興局」という）に申請書を提出する。
- 4 受付振興局は、申請書が提出された際、不備等について、チェックシートを活用する等十分に精査を行った上で、修正指示等必要な措置を講じるものとする。その際は、関係市町村を管轄する県地域振興局・支庁（以下、「関係振興局」という）と連携し、

関係市町村の基本構想に適切なものであるかを含め修正指示等を行うものとする。

- 5 受付振興局は、申請書に意見を添えて経営技術課に提出する（様式第3号）。なお、申請書の受理日は、全ての書類が不備なく揃った日とする。

第5 計画書の認定

- 1 経営技術課は、一次審査を行った後、関係市町村に当該認定に係る農業経営改善計画の写しを送付して意見の聴取を行う（様式第4-1号）ものとする。また、受付振興局以外の関係振興局に対し、参考意見を聴取する（様式第4-2号）ものとする。
- 2 意見の聴取を求められた関係市町村、関係振興局は、基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に即して適当か否かを判断し、経営技術課に意見書（様式第5-1号、様式第5-2号）を提出するものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すものとする。
- 3 1及び2の過程において、計画書の不備や修正すべき事項が明らかになった場合、経営技術課は、受付振興局を通じ、修正指示等の必要な措置を講じ、必要な修正等を確認後、認定の審査を行う。
- 4 知事は、第3に定める認定要件と関係市町村の意見をもとに認定又は認定の却下を行うものとする。なお、申請者の円滑な農業経営の支障をきたさないよう、経営技術課で受け取った日から、1ヶ月以内を目途にその判断を行うものとする。ただし、3に係る期間は含めない。

第6 認定又は認定却下の通知

- 1 認定の際は、当該認定に係る関係市町村名を示すこととする。
- 2 農業経営改善計画の有効期間は、当初認定日から起算して5年とする。
また、計画を変更した場合は、当該計画の有効期間は当初認定した計画の有効期間の終期までとする。
- 3 知事は、農業経営改善計画の認定を行ったときは、その旨を申請者に通知（様式第6号、変更の認定は様式第7号）するとともに、認定申請書の写しを付して、関係市町村及び関係振興局に通知（様式第8号）するものとする。
また、関係市町村は、認定の通知を受けたときは、農業委員会その他の関係機関にその旨を連絡するものとする。
- 4 知事が認定申請を受けて、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由を申請者及び関係市町村、関係振興局に書面により通知（様式第9-1号、様式第9-2号）するものとする。

第7 農業経営改善計画の変更

- 1 農業経営改善計画の変更の認定に当たっては、第4から第6までの規定を準用する。
- 2 既に県認定を受けている者が、新たな市町村での認定を希望する場合は、経営改善計画書の提出を行う。その際、意見聴取をする先は、特別な事由がない限りにおいて、新たに認定を希望する市町村等のみとする。

第8 代表者等の変更

- 1 個人経営又は法人経営の代表者等の変更があった場合は、代表者等変更届出書（様式第10号）を経営技術課へ提出するものとする。
- 2 前項により代表者等の変更届出書を受理したときは、経営技術課はその理由が適切か否かを判断し、その結果を通知（様式第11-1号、様式第11-2号）するものとする。

第9 農業経営改善計画の認定の取下げ

- 1 農業経営改善計画の認定を受けた者が認定を取り下げる場合はその者が、その者が死亡した場合はその相続人が、経営技術課に取下げの申出（様式第12号）を提出するものとする。
- 2 前項により取下げの申出を受理したときは、その者の認定を取り消し、その旨を通知（様式第13-1号、様式第13-2号）するものとする。

第10 農業経営改善計画の認定の取消し

- 1 農業経営改善計画の取消事由は次によるものとする。
 - (1) 第3の認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
 - (2) 認定農業者が農業経営改善計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。
- 2 認定農業者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行うこととする。
- 3 認定の取消しを行う場合は、次の手続きによるものとする。
 - (1) 経営技術課は、認定の取消しの対象となる認定農業者に対し、事前に認定の取消しを行う旨及び聴聞を行う旨を通知するものとする。
 - (2) 聴聞の主宰者を指名して審理をおこなうものとする。
 - (3) 知事は、聴聞の調書及び報告書に記載された主催者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定農業者に対し、その旨を通知（様式第14号）するものとする。

第11 農業経営改善計画の再認定の周知

経営技術課は、第5の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者が認定期間を満了する場合は、認定期間満了日を起算日とし6か月前までに、計画更新の周知（様式第15号）を実施するものとする。

第12 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

この要領は、令和2年8月31日から実施する。

この要領は、令和3年1月26日から実施する。

この要領は、令和6年6月1日から実施する。

(別紙1) 生産方式の合理化に係る農業用機械等の現状と取得計画

農業用機械等の名称	現状	目標

(注) 「農業用機械等の名称」欄には、生産方式の合理化のために、取得する予定の農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア等を記載する。(②「(3)農用地及び農業生産施設」に記載しているものは記載不要。)

この別紙については、県で現状を記載するように編集しているため、国への申請に使用することはできません。

(別紙2) 農業用施設の整備 (農業経営基盤強化促進法第12条第3項関係)

1 農業用施設の整備に関する事項

(注) 農業用施設を整備する場合に記載すること

(農地法 (昭和27年法律第229号) の特例を受けようとする計画については必ず記載すること)

番号	農業用施設の種類	規模・用途等	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積
					登記簿	現況	
①							
②							
③							

(注) 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

2 農地法の特例の適用に関する事項 (農業経営基盤強化促進法第14条関係)

農地法の特例の適用を受けない

農地法の特例の適用を受ける

→ 適用を受ける特例の区分

農業経営基盤強化促進法第14条第1項関係 (施設番号:)

農業経営基盤強化促進法第14条第2項関係 (施設番号:)

(注) 1 該当する項目にチェックを入れること。

2 農地法の特例の適用を受ける場合には、「適用を受ける特例の区分」における「施設番号」欄に「1 農業用施設の整備に関する事項」欄の施設の番号を記載するとともに、別紙3-1又は別紙3-2に必要な事項を記載の上、これを添付すること。

3 添付書類

以下の書類を添付すること。

農業用施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別紙3-1) 農地法の特例措置(農業経営基盤強化促進法第14条第1項関係)

別紙2の施設番号

農地法第4条第1項の特例措置
(農業経営基盤強化促進法第14条第1項関係)

(注) 農地法の特例措置(農地を農地以外のものにする場合)を受けようとする場合に記載すること。

1 農地を転用する者の氏名及び住所	氏 名		住 所	
2 農業用施設の種類				
3 土地の所在等	土地の所在	地番	耕作者の氏名	
	計 筆 ㎡(田 ㎡、畑 ㎡)			
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から	年 月 日まで	
		施設の種類	棟数	所要面積
	土地造成			㎡
	建築物			㎡
	小 計			
	工作物			
	小 計			
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要				
6 その他参考となるべき事項				

(注) 1 記載に当たっては、別紙2と整合性を図ること。

2 農地を転用する者又は耕作者が法人である場合には、「氏名」にはその名称及び代表者の氏名を、「住所」にはその主たる事務所の所在地を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 農業用施設を整備するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)
- (7) その他参考となるべき書類

(別紙 3 - 2) 農地法の特例措置 (農業経営基盤強化促進法第14条第 2 項関係)

別紙 2 の施設番号

農地法第 5 条第 1 項の特例措置
(農業経営基盤強化促進法第14条第 2 項関係)

(注) 農地法の特例措置 (農用地を農用地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合) を受けようとする場合に記載すること。

1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏 名		住 所	
	譲 受 人				
	譲 渡 人				
2 農業用施設の種類の	農業用施設				
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
	計 筆	m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)
4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権 利 の 設 定	権 利 の 設 定	権利の存続期間	
		・ 移転の別	・ 移転の時期		
5 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から		年 月 日まで	
		施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物				m ²
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
6 転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要					
7 その他参考となるべき事項					

- (注) 1 記載に当たっては、別紙 2 と整合性を図ること。
 2 当事者、土地の所有者又は権利者が法人である場合には、「氏名」にはその名称及び代表者の氏名を、「住所」にはその主たる事務所の所在地を記載すること。
 3 譲渡人が 2 人以上存在する場合には、1 及び 3 の欄には「別表記載のとおり」と記載し、次の別表 1 及び別表 2 により記載することができるものとする。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 譲受人が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 農業用施設を整備するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(別表1) 別紙3-2の1の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

(別表2) 別紙3-2の3の欄（土地の所有者の氏名等）

土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
			権利の種類及び内容	権利者の氏名
計 筆	m ² （田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ² ）

(注) 本表は、(別表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

(様式第2号)

農業経営改善計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

鹿児島県は、農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、鹿児島県は、本認定業務のほか、地域計画の作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、経営改善計画の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①認定農業者の氏名（法人にあつては名称及び代表者名）情報の内容及び年齢、②住所、③経営改善計画の認定の有効期間、④経営改善計画の内容、⑤経営改善計画の実施状況や専門家からの助言等の内容 等
情報を提供する関係機関 (鹿児島県内)	鹿児島県, 市町村, 地域農業再生協議会, 県農業会議, 農業委員会, 農業協同組合連合会, 農業協同組合, 土地改良区, 農地利用改善団体, 県農地中間管理機構, 株式会社日本政策金融公庫鹿児島支店, かがしま農業経営・就農支援センター, 県農業労働力支援センター, 独立行政法人農業者年金基金, 鹿児島県農業・農村振興協会 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

氏名（名称・代表者）

(様式第3号)

第 号
令和 年 月 日

経営技術課長 殿

受付地域振興局・支庁農政普及課等の長

農業経営改善計画認定申請に係る申請書の提出及び参考意見について（副申）

下記の者から農業経営改善計画認定申請書の提出がありましたので、認定農業者の広域認定に係る農業経営改善計画認定実施要領第4の5に基づき、参考意見を添えて提出します。

記

(認定申請者)

住所

氏名

(参考意見)

〇〇 〇〇氏の農業経営改善計画申請書は、関係市町村の基本構想等に照らして適当であると判断します。

(様式第4-1号)

経 技 第 号
令和 年 月 日

市町村長 殿

鹿児島県農政部経営技術課長

農業経営基盤強化促進法第13条の2第3項に基づく意見聴取について(依頼)

下記の者から農業経営改善計画認定申請書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第13条の2第3項に基づく意見聴取を行います。

基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、令和 年 月 日()までに御回答願います。

なお、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を明示願います。

記

(認定申請者)

住所

氏名

(問合せ・提出先)

鹿児島県農政部経営技術課経営体育成係
担当

TEL : 099-286-3152 (直通)

FAX : 099-286-5593

E-Mail : keieitai@pref.kagoshima.lg.jp

(様式第4-2号)

経 技 第 号
令和 年 月 日

関係地域振興局・支庁農政普及課等の長

経営技術課長

農業経営改善計画認定に係る意見聴取について（依頼）

下記の者から農業経営改善計画認定申請書の提出がありましたので、認定農業者の広域に係る農業経営改善計画認定実施要領第5の1項に基づき、意見聴取を行います。

基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、令和 年 月 日()までに御回答願います。

なお、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を明示願います。

記

(認定申請者)

住所

氏名

(問合せ・提出先)

鹿児島県農政部経技術課経営体育成係
担当：

TEL：099-286-3152（直通）

FAX：099-286-5593

E-Mail：keieitai@pref.kagoshima.lg.jp

(様式第5-1号)

第 号
令和 年 月 日

鹿児島県農政部経営技術課長 殿

市町村長

農業経営基盤強化促進法第13条の2第3項に基づく意見聴取（回答）

令和 年 月 日付けで経技第 号により依頼のあった農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条の2第3項に基づく意見聴取について、下記のとおり回答します。

記

1 農業経営改善計画の適否

2 適当でないと判断した理由

（適当でないと判断した場合のみ記載）

（1）適合しないと判断した認定基準

- 関係市町村の基本構想に照らして適合していないため。
- 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものでないため。
- 経営改善計画の達成される見込みが確実なものでないため。

（2）（1）の認定要件に適合していないと判断した理由

以上

(様式第5-2号)

第 号
令和 年 月 日

経営技術課長 殿

関係地域振興局・農政普及課等の長

農業経営改善計画認定に係る意見聴取（回答）

令和 年 月 日付けで経技第 号により依頼のあった農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、下記のとおり回答します。

記

1 農業経営改善計画の適否

2 適当でないと判断した理由

（適当でないと判断した場合のみ記載）

（1）適合しないと判断した認定基準

- 関係市町村の基本構想に照らして適合していないため。
- 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものでないため。
- 経営改善計画の達成される見込みが確実なものでないため。

（2）（1）の認定要件に適合していないと判断した理由

以上

(様式第6号)

農業経営改善計画認定書

様

あなたから、令和 年 月 日に認定申請の
あった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化
促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項
の規定により、適当であると認定します。

鹿児島県知事 ○○ ○○

認定番号： 一 号

認定日：令和 年 月 日

認定の有効期間：令和 年 月 日まで

認定に係る関係市町村名：

(様式第7号)

農業経営改善計画認定書（変更）

様

あなたから、令和 年 月 日に認定申請の
あった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化
促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項
の規定により、適当であると認定します。

鹿児島県知事 ○○ ○○

認 定 番 号： 一 号

認 定 日：令和 年 月 日

認 定 の 有 効 期 間：令和 年 月 日まで

認定に係る関係市町村名：

(様式第8号)

経 技 第 号
令和 年 月 日

市町村長 殿
地域振興局・支庁農政普及課等の長 殿

鹿児島県農政部経営技術課長

農業経営改善計画の認定（変更認定，取消）について（通知）

下記の農業経営改善計画について，別添のとおり農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項（第13条）に基づき認定（変更認定，取消）しましたのでお知らせします。

記

- 1 認定農業者名：
- 2 認定番号： 一 号
- 3 認定日：令和 年 月 日
- 4 認定の有効期間：令和 年 月 日まで
- 5 認定に係る関係市町村名：

※農業経営改善計画【写】，認定書（変更）【写】及び取消通知書を添付する。

(問合せ先)
鹿児島県農政部経営技術課経営体育成係
担当：
TEL：099-286-3152（直通）
FAX：099-286-5593
E-Mail：keieitai@pref.kagoshima.lg.jp

(様式第9-1号)

経 技 第 号
令和 年 月 日

様

鹿児島県知事

農業経営改善計画に係る却下通知

あなたから令和 年 月 日に認定申請のあった農業経営改善計画は、下記の理由により農業経営基盤強化促進法第12条第1項(第13条第1項)の規定に基づく認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

(注)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として(鹿児島県知事が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合にはその審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

鹿児島県農政部経営技術課経営体育成係
担当：
TEL：099-286-3152(直通)
FAX：099-286-5593
E-Mail：keieitai@pref.kagoshima.lg.jp

(記載注意)

「認定をしない理由」は、認定農業者の広域認定に係る農業経営改善計画認定実施要領第3の(1)～(3)掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載すること。

(様式第9-2号)

経 技 第 号
令和 年 月 日

※1 市町村長 殿

※2 地域振興局・支庁農政普及課等の長 殿

※1 鹿児島県農政部経営技術課長

※2 経営技術課長

農業経営改善計画に係る却下通知

下記の者から、認定申請のあった農業経営改善計画は、下記の理由により農業経営基盤強化促進法第12条第1項（第13条第1項）の規定に基づく認定をしないものとします。

記

(認定申請者)

住所：

氏名：

認定をしない理由

鹿児島県農政部経営技術課経営体育成係
担当：

TEL：099-286-3152（直通）

FAX：099-286-5593

E-Mail：keieitai@pref.kagoshima.lg.jp

(記載注意)

「認定をしない理由」は、認定農業者の広域認定に係る農業経営改善計画認定実施要領第3の(1)～(3)掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載すること。

(様式第 10 号)

令和 年 月 日

鹿児島県知事 ○○ ○○ 殿

(届出者の氏名)

農業経営改善計画の代表者等変更届出書

令和 年 月 日付けで認定された農業経営改善計画について、代表者等の変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

(変更の理由)

(認定申請者)

認 定 番 号 : 一 号

認 定 年 月 日 : 令和 年 月 日

新氏名 (法人名・代表者名) :

旧氏名 (法人名・代表者名) :

新 住 所 :

旧 住 所 :

(様式第 11-1 号)

経 技 第 号
令和 年 月 日

申出者 様

鹿児島県知事

農業経営改善計画の代表者等の変更について（通知）

あなたから、令和 年 月 日付けで届け出のあった農業経営改善計画の代表者等の変更については、下記のとおり取り扱いますので、お知らせします。

記

1 届出の内容

- (1) 認 定 番 号 : 一 号
- (2) 認 定 年 月 日 : 令和 年 月 日
- (3) 新氏名 (旧氏名) :
- (4) 新住所 (旧住所) :

2 変更の可否とその理由

- (可否) :
- (理由) :

3 その他

認定の有効期間は、当初認定した計画の有効期間である令和 年 月 日
までとなります。

鹿児島県農政部経営技術課経営体育成係 担当 : TEL : 099-286-3152 (直通) FAX : 099-286-5593 E-Mail : keieitai@pref.kagoshima.lg.jp

(様式第 11-2 号)

経 技 第 号
令和 年 月 日

※1 市町村長 殿

※2 地域振興局・支庁農政普及課等の長 殿

※1 鹿児島県農政部経営技術課長

※2 経営技術課長

農業経営改善計画の代表者等の変更について（通知）

下記の者から、令和 年 月 日付けで届け出のあった農業経営改善計画の代表者等の変更については、下記のとおり取り扱いますので、お知らせします。

記

1 届出の内容

- (1) 認 定 番 号： 一 号
- (2) 認 定 年 月 日： 令和 年 月 日
- (3) 新氏名（旧氏名）：
- (4) 新住所（旧住所）：

2 変更の可否とその理由

- (可否)：
- (理由)：

3 その他

認定の有効期間は、当初認定した計画の有効期間である令和 年 月 日
までとなります。

鹿児島県農政部経営技術課経営体育成係 担当： TEL：099-286-3152（直通） FAX：099-286-5593 E-Mail：keieitai@pref.kagoshima.lg.jp

(様式第 12 号)

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

(申出者の氏名)

農業経営改善計画認定申請の取下げについて (申出)

令和 年 月 日付けで申請した農業経営改善計画認定申請書について、取下げを申し出ます。

(取下げの理由)

(認定申請者)

認定番号： 一 号

認定年月日：令和 年 月 日

住 所：

氏名 (法人名・代表者名)：

認定を受けた者が死亡した場合

相続人住所：

相続人氏名：

(様式第 13-1 号)

経 技 第 号
令和 年 月 日

申出者 様

鹿児島県知事

農業経営改善計画認定申請の取下げについて（通知）

あなたから、令和 年 月 日付けで申し出のあった農業経営改善計画認定の取下げについては、受理し、認定の取消しを行いましたのでお知らせします。

記

1 申出者

2 取り消した農業経営改善計画

- (1) 認定農業者名：
- (2) 認 定 番 号： 一 号
- (3) 認 定 年 月 日：令和 年 月 日

鹿児島県農政部経営技術課経営体育成係
担当：

TEL:099-286-3152(直通)

FAX:099-286-5593

E-Mail:keieitai@pref.kagoshima.lg.jp

(様式第 13-2 号)

経 技 第 号
令和 年 月 日

※1 市町村長 殿

※2 地域振興局・支庁等農政普及課等の長 殿

※1 鹿児島県農政部経営技術課長

※2 経営技術課長

農業経営改善計画認定申請の取下げについて（通知）

下記の者から、令和 年 月 日付けで申し出のあった農業経営改善計画認定の取下げについては、受理し、認定の取消しを行いましたのでお知らせします。

記

1 申出者

2 取り消した農業経営改善計画

(1) 認定農業者名：

(2) 認 定 番 号： 一 号

(3) 認 定 年 月 日：令和 年 月 日

鹿児島県農政部経営技術課経営体育成係
担当：

TEL:099-286-3152(直通)

FAX:099-286-5593

E-Mail: keieitai@pref.kagoshima.lg.jp

(様式第 14 号)

経 技 第 号
令和 年 月 日

殿

鹿児島県知事

農業経営改善計画の取消通知

年 月 日付けで認定した農業経営改善計画について、取消事由に該当しますので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 13 条の第 2 項に基づき認定を取り消します。

- 1 認 定 番 号： 一 号
- 2 認 定 日：令和 年 月 日
- 3 認 定 の 有 効 期 間：令和 年 月 日まで
- 4 認定に係る関係市町村名：
- 5 取 消 年 月 日：令和 年 月 日
- 6 取 消 理 由：

(注)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鹿児島県知事を被告として（鹿児島県知事が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

鹿児島県農政部経営技術課経営体育成係

担当：

TEL：099-286-3152（直通），FAX：099-286-5593

E-Mail：keieitai@pref.kagoshima.lg.jp

(様式第 15 号)

経 技 第 号
令和 年 月 日

様

鹿児島県農政部経営技術課長

農業経営改善計画認定の有効期間満了のお知らせ

令和 年 月 日付けで認定した農業経営改善計画について、令和 年 月 日で有効期間が満了しますのでお知らせします。

なお、再認定を希望される場合は、有効期間満了の前に下記 2 の書類を提出していただくことが必要です。認定の審査には期間を要しますので、3ヶ月前までに居住地または現に農業経営を営む市町村へ相談し、必要な協力を得て、下記 1 の期間に地域振興局・支庁へご提出の程よろしく申し上げます。

記

1 受け取り期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

2 提出書類

- (1) 農業経営改善計画認定申請書 (様式第 1 号)
- (2) 農業改善計画の認定に係る個人情報の取り扱いについて (様式第 2 号)
- (3) チェックシート (任意)

※必要に応じ、参考書類を求める場合がある。

3 その他

農業経営改善計画認定申請書等の様式は、県の HP からダウンロードできるほか、市町村、地域振興局・支庁農政普及課でも受け取ることができます。(1部は同封しております。)

鹿児島県農政部経営技術課経営体育成係
担当：
TEL：099-286-3152 (直通)
FAX：099-286-5593
E-Mail：keieitai@pref.kagoshima.lg.jp